

別添－1 定期検査項目と検査頻度及びその省略の可否

番号	定期検査項目	採水場所	検査頻度	検査回数の減	省略の可否
基1	一般細菌	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基2	大腸菌	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基3	カドミウム及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基4	水銀及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基5	セレン及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基6	鉛及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基7	ヒ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基8	六価クロム化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基9	亜硝酸態窒素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基12	フッ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基13	ホウ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3) 海水を原水とする場合は不可
基14	四塩化炭素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基15	1,4-ジオキサン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基17	ジクロロメタン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基18	テトラクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基19	トリクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基20	ベンゼン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基21	塩素酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基22	クロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基23	クロロホルム	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基24	ジクロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基25	ジブロモクロロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基26	臭素酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	(注3) 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可
基27	総トリハロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基28	トリクロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基29	プロモジクロロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基30	プロモホルム	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基31	ホルムアルデヒド	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基32	亜鉛及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基33	アルミニウム及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基34	鉄及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基35	銅及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基36	ナトリウム及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基37	マンガン及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基38	塩化物イオン	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基40	蒸発残留物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基41	陰イオン界面活性剤	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基42	ジェオスミン	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	(注7)
基43	2-メチルイソボルネオール	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	(注7)
基44	非イオン界面活性剤	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基45	フェノール類	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基47	pH値	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基48	味	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基49	臭気	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基50	色度	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基51	濁度	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
毎1	色	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎2	濁り	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎3	消毒の残留効果	給水栓	1日1回以上	不可	不可

(注1) 送・配水施設において濃度が上昇しないことが確認される場合は、給水栓のほか、浄水施設出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所で採水することができる。

(注2) 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注3) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注4) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注5) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね年3月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注6) 過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注7) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

別添－２ 水質管理目標設定項目

水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目です。

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L 以下
4	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
6	削除	削除
7	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L 以下
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下
11	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下（暫定）
15	農薬類（別紙参照）	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
19	遊離炭酸	20mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下
23	臭気強度（TON）	3 以下
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH値	7.5 程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
28	従属栄養細菌	1 mL 中 2000 集落以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下

別添－３ 水質管理目標設定項目の対象農薬

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D) ※1	殺虫剤	0.05
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.03
4	EPN※2	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン※2	殺虫剤	0.008
13	イソフェンホス※2	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.3
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
17	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
18	インダノファン	除草剤	0.009
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03
20	エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)	殺菌剤	0.006
21	エトフェンブロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
22	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	0.004
23	エンドスルファン (ベンゾエビン) ※3	殺虫剤	0.01
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
25	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
26	オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006
28	カフェンストール	殺虫剤、除草剤	0.008
29	カルタップ※4	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.3
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05
31	カルプロバミド	殺虫剤、殺菌剤	0.04
32	カルボフラン	代謝物	0.005
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
34	キャプタン	殺菌剤	0.3
35	クミルロン	除草剤	0.03
36	グリホサート※5	除草剤	2
37	グルホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0.02
38	クロメプロップ	除草剤	0.02
39	クロルニトロフェン (CNP) ※6	除草剤	0.0001
40	クロルピリホス※2	殺虫剤	0.003
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
42	シアナジン	除草剤	0.004
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
46	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
47	ジクワット	除草剤	0.005
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03
50	ジチオカルバメート系農薬※7	殺虫剤、殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)
51	ジチオピル	除草剤	0.009
52	シハロホップブチル	除草剤	0.006
53	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
54	ジメタメトリン	除草剤	0.02
55	ジメトエート	殺虫剤	0.05
56	シメトリン	除草剤	0.03

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
57	ジメピペレート	除草剤	0.003
58	ダイアジノン ^{※2}	殺虫剤、殺菌剤	0.003
59	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8
60	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート ^{※8}	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
61	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
62	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
64	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
65	チオベンカルブ	除草剤	0.02
66	テフリルトリオン	除草剤	0.002
67	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
68	トリクロピル	除草剤	0.006
69	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
70	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.1
71	トリフルラリン	除草剤	0.06
72	ナプロパミド	除草剤	0.03
73	パラコート	除草剤	0.005
74	ピペロホス	除草剤	0.0009
75	ピラクロニル	除草剤	0.01
76	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
77	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
79	ピリプチカルブ	除草剤	0.02
80	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
81	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
82	フェントロチオン (MEP) ^{※2}	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01
83	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
84	フェリムズン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
85	フェンチオン (MPP) ^{※9}	殺虫剤	0.006
86	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
87	フェントラザミド	除草剤	0.01
88	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
89	ブタクロール	除草剤	0.03
90	ブタミホス ^{※2}	除草剤	0.02
91	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
92	フルアジナム	殺菌剤	0.03
93	ブレチラクロール	除草剤	0.05
94	プロシミドン	殺菌剤	0.09
95	プロチオホス	殺虫剤	0.004
96	プロビコナゾール	殺菌剤	0.05
97	プロビザミド	除草剤	0.05
98	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.05
99	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
100	ベノミル ^{※10}	殺菌剤	0.02
101	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
102	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
103	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
104	ベンタゾン	除草剤	0.2
105	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3
106	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.04
107	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
108	ベンフレセート	除草剤	0.07
109	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
110	マラチオン (マラソン) ^{※2}	殺虫剤	0.7
111	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.05
112	メソミル	殺虫剤	0.03
113	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.06

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
114	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004
115	メチルダイムロン	除草剤	0.03
116	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
117	メトリブジン	除草剤	0.03
118	メフェナセツト	除草剤	0.02
119	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
120	モリネート	除草剤	0.005

- ※1 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- ※2 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス及びマラチオン (マラソン) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※3 エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※4 カルタップの濃度は、ネライストキシシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- ※5 グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※6 クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※7 ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- ※8 ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- ※9 フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物である MPP スルホキシド、MPP スルホン、MPP オキシソン、MPP オキシソンスルホキシド及び MPP オキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※10 ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。